

村山民事裁判第9回期日開く

赤十字社に誠意ある対応を求め
市民と世論の声を届けよう！

2013年9月に勤務先の釧路赤十字病院で、パワハラ自死をした新人看護師の故村山譲さんに対する損害賠償を求め民事裁判が12月1日、釧路地方裁判所で非公開で行われました。

今回、和解に向けた協議が行われましたが、原告側が主張している、①原告・遺族に対する謝罪もしくは遺憾の表明、②再発防止策の提示、③遺族に対していのちの重みに対する慰謝料の支払いについて



参加者への謝意と裁判への決意を語る村山夫妻

て、報告集会で経過の報告を行った尾林弁護士は、裁判所と被告側のやり取りがあまりにも長時間に及んだことをとらえ、「誠意のある回答とは言えない内容」ではなかったと述べました。今回の期日では合意に至らなかったため、次の期日を2026年3月12日と設定し、その日までに裁判所が和解案を提出することとなりました。尾林弁護士は、「裁判所が出した和解案には、さすがに被告側も応じると思うが、それまでの間に日赤に対して、誠意ある対応を求める声を集中していく事が大切」と語りました。この間取り組んできた運動について個人が原告の民事裁判で2万8千筆もの署名が集まる事はなく、裁判所が和解の文書を書く2月中旬までには、さらなる署名を裁判所に集中させようとして提起了しました。また期日前に2回行われた、東京の日本赤十字社本社前の抗議宣伝行動



雨の中取組んだ日赤本社前抗議・要請宣伝行動

では、日赤本社の職員が社屋から写真を撮る、警備員が無線を使って連絡を取っている姿が見られ、大いにプレッシャーになっている。今後も可能であれば行動の継続してもらいたいと呼びかけました。



裁判経過を報告する尾林弁護士

り組み、12月から釧路市内4万4千世帯に配布される、署名を印刷した裁判協力のチラシの取り組み等を通じて、日本赤十字社と釧路赤十字病院に対し、声を届ける行動が提起されました。

釧路市内に配布された署名付きチラシには多くの市民が関心を寄せ、署名と合わせ「医療機関で働いています、看護師は大変な仕事。大切な人材は叱責や暴言では育ちません。看護師という貴重な人材を育て、患者が安心・安全な医療が受け受けら社会になるようお祈り申し上げます」

「看護師として働いています。同じような経験をしてきた者として署名させていただきます」などのメッセージも添えられてありました。

日本赤十字社への抗議宣伝行動は12月24日、1月27日、2月10日の3波にわたって取り組まれることになり、12月24日の行動では、医労連、全日赤本部、いのち健康まもる道センター、国民救済会、をはじめとする団体・個人11人が参加して、「日赤社は誠意ある対応を」と声を上げました。

スポットバイト

直前キャンセル会社に
不払い賃金支払い命令

仕事や家事の空いた時間に働く「スポットワーク」で、直前にキャンセルされた仕事の賃金が未払いだとして、神奈川県の大學生の男性(21)が名古屋市の飲食店運営会社を訴えた訴訟の判決が10日までに東京簡易裁判所でありました。

会社側は出延せず、中出卓哉裁判官は請求通り6800円の支払いを命じました。

(12月10日付「時事ドットコム」より)。スポットワークの直前キャンセルを巡る判決は日本初です。

いのち健康まもる道センターはスポットワークに対しては「非定形型シフト制労働やオンコール・ワーク、スポットワークといった、事業者側の業務の必要性に合わせたスポット的な就労は、社会保険や労基法上の労働者保護を極力適応しない働かせ方であり、根本的な規制の在り方を検討すること」と政策要求しています。また、事業者による脱法的な雇用と合わせ、スポットワーク事業者に対しても厳しい規制を求めています。

医療SWが自死された事件の和解成立

理事 弁護士 安彦 裕介

北海道内の民間病院で医療ソーシャルワーカーとして働いていたAさん(40代男性)が自死された事件の損害賠償請求訴訟において、ご遺族と勤務先病院との間に、裁判上の和解が成立しました(代理人弁護士は、当職及び山田佳以弁護士)。

Aさんは、他の職員らも居合わせる場で、医師から過度な叱責を受けた他、上司からも繰り返しの叱責を受けていたことにより、職場に出勤することができなくなり、休職中に自死されました。

当職らが代理人となって、令和3年7月に労災請求を行いました。労働基準監督署は労災と認めず、労働者災害補償保険審査官に対する審査請求においても同じ結論が維持されました。

労基署や審査官が労災と認めなかった理由は、医師と上司が叱責を行ったことは確認できるものの、「執拗」に行われたとは認められないという点にありました。これは到底承服できる理由ではなく、労働保険審査会に対して労災不支給の取消を求める再審査請求を行い、令和5年12月に、逆転での労災認定を受けていたものです。

労災が認定されたことを受けて、ご遺族は、勤務先病院に、Aさんが亡くなられたことについての損害賠償を請求しました。この損害賠償請求は、病院に対して、問題の医師と上司を雇用していたことの使用責任と、両者による叱責を防止することができなかった安全配慮義務の違反を問うものです。

病院も代理人弁護士を立てての交渉となりましたが、病院側から提示された和解額は十分な金額であるとは言えず、誠意を感じる事ができないものでしたので、話し合いは決裂し、裁判を起すことになりました。

病院側も、裁判では徹底抗戦の構えをとったことから、当職らも、裁判所に対して最長で70ページを超える詳細な主張書面を提出し、病院の責任を厳しく追及しました。

裁判の大きな流れとしては、既に労災の認定を受けていることもあり、概ね当方に有利な形勢で進み、最終的に、勤務先病院がご遺族に解決金を支払うことを内容とする和解の成立に至ったものです。

裁判が終わったからといって、時間を巻き戻せるわけではありませんが、今般の和解の成立が、続発する過労自死の発生防止と、ご遺族のご心痛を僅かでも和らげる一助となることを心から願っています。

「過労死なくならない」高橋まつりさん自死から10年 母思い語る
広告大手電通の新入社員だった高橋まつりさん(当時24歳)が過労自殺してから12月25日で10年となるのを前に、母幸

美さん(62)が時事通信の取材に応じ「『まつりのおかげで過労死は日本からなくなっただよ』と伝えたいのに、まだ伝えられない」と胸の内を語った。
まつりさんが亡くなった翌

年の2016年、幸美さんは記者会見を開き、死亡の経緯を公表。その後、学校や労働組合など幅広い場で過労死防止を呼び掛けてきた。
「本当はつらいことを思い出すからやりたくない」とい

いの健センター安定運営のための募金と会員拡大のお願い

いの健北海道センターは、札幌市の認定NPOとして認可を受けており、寄付金が税控除対象になるなど公益性の高いNPO団体となっています。財政活動としての収益事業を行う事が出来ず、会員収入と募金が主な収入源となっています。近年、加盟労働組合の解散等で会員数と会費収入が減少しています。いの健道センターの運営を財政的にも安定させるため、会員のみなさんや、みなさま方の周りの方々に、いの健道センターへの募金と入会を広く呼び掛けていただきますようお願い致します。

募金振込先
北洋銀行 本店 普通預金 0137846
名義人NPO法人働く人びとのいのちと健康をまもる
北海道センター
郵便振替口座 02720-9-69910
名義人 NPO法人いの健北海道センター

うが、「これ以上、私や娘のような思いをする人を出したくない」と自身を奮い立たせてきた。
幸美さんら遺族の活動もあり、長時間労働への問題意識は高まった。18年6月には「働き方改革」関連法が成立し、罰則付きで残業時間の上限規制が設けられた。
しかし、今年10月に就任した高市早苗首相は、従業者の選択を前提とした労働時間の規制緩和を検討するよう指示し、厚生労働省の審議会で議論されている。

「働く人に向けて、「今いる空間を手放すのは勇気が必要だ」と思うが、何よりも自分の体と心を守ってほしい」と強く訴えた。
(12月21日「時事」より)

